

議案第45号

勝山市立北谷町コミュニティセンターの指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 勝山市立北谷町コミュニティセンター
 - 2 指定管理者 所在地 勝山市北谷町河合第26号2番地1
名称 特定非営利活動法人きただに村
理事長 石井 孝幸
 - 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 令和7年12月2日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市立北谷町コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、この案を提出する。